

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成23年9月20日付けで行った、「犯罪事件受理簿（〇〇〇〇－〇－〇〇－〇〇〇〇）」及び「裁定書（平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇警察署）」を部分開示決定とし、「〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部のうち、訴訟に関する書類」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成23年9月7日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に対する公文書を次のアからウまでに掲げる文書と特定した。
 - ア 犯罪事件受理簿（〇〇〇〇－〇－〇〇－〇〇〇〇）（以下「本件対象文書1」という。）
 - イ 裁定書（平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇警察署）（以下「本件対象文書2」という。）
 - ウ 〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部のうち、訴訟に関する書類（以下「本件対象文書3」という。）その上で、実施機関は、平成23年9月20日付けで次のとおり公文書部分開示決定等を行い、審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書1のうち、警部補以下の職員の氏名は、条例第10条第1号及び第3号に該当するため不開示とし、認知端緒、告訴・告発関係、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、検挙関係、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日及び備考の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、条例第10条第3号に該当するため不開示とする。（以下「本件処分1」という。）

イ 本件対象文書2のうち、警部補以下の職員の氏名及び印影（以下「氏名等」という。）は、条例第10条第1号及び第3号に該当するため不開示とし、被疑者及び事案の概要の各欄並びに公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、条例第10条第3号に該当するため不開示とする。（以下「本件処分2」という。）

ウ 本件対象文書3は、条例第34条に該当するため不開示とする。（以下「本件処分3」という。）

(3) 審査請求人は、平成23年11月18日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分1から3までの取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、平成24年1月11日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けた。

(5) 当審査会は、平成24年2月1日に諮問庁から開示決定等理由説明書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成24年3月5日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

(7) 当審査会は、平成24年3月16日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1のうち、認知端緒、告訴・告発関係、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、検挙関係、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日及び備考の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、どの情報が実質的な「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」のかが、明確になっていない。

また、〇〇警察署平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件（以下「本件」という。）は、既に公訴時効になっており、既に捜査も終了し公訴もないので実質的に「犯罪捜査に支障を及ぼす」ことはないから条例第10条第3号に該当しない。

なお、審査請求人は、警部補以下の職員の氏名については審査請求を求めている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2のうち、事案の概要の各欄並びに公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、本件は、捜査は終了し公訴時効になっていることから、実質的に「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」はなく条例第10条第3号に該当しない。

なお、審査請求人は、警部補以下の職員の氏名等については審査請求を求めている。

(3) 本件対象文書3について

本件は、既に公訴時効になっており、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当しない。また、本件の書類は、公訴時効後送致・送付していないので、刑事訴訟法や刑事確定記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得ない。

本件については、捜査した事件はすべて検察庁に送る刑事訴訟法の全件送致主義に反し、同署が本件を送致するなど適切に処理がなされていないために、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法などの制度を利用する権利を行使できない状況である。

従って、同条例第10条第1号の「イ」及び「ロ」に該当し、実施機関は公文書の開示義務がある。また、刑事訴訟法第52条の2、47条、条例第34条などに対して、刑事訴訟法第53条は、何人も被告事件終結後、訴訟記録を閲覧できるものであり、刑事確定訴訟記録法も同様である。

(4) 裁量的開示について

本件で病気になった被害者として、本件について知る権利があり、また、民事訴訟における立証のためにも必要であることから裁量的開示をすべきである。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

警部補以下の職員の氏名等については、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として公にされている情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名等を公にすることにより、当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第10条第3号に該当するものと認められる。

また、認知端緒、告訴・告発関係、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、検挙関係、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日及び備考の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、特定の事件について、警察が、いつ、どのように事件を把握し、どのように処理したかなど事件の詳細な内容が記載される箇所であり、公にすることによって、捜査の手法を明かすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にするなど公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該当するものと認められる。

(2) 本件対象文書2について

警部補以下の職員の氏名等については、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として公にされている情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名等を公にすることにより、当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第10条第3号に該当するものと認められる。

また、被疑者及び事案の概要の各欄並びに公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、特定の事件について、警察が、いつ、どのように事件を把握し、どのように処理したかなど事件の詳細な内容が記載される箇所であり、公にすることによって、捜査の手法を明かすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にするなど公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該当するものと認められる。

(3) 本件対象文書3について

ア 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定は、適用しない。」と規定している。

訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含み、例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれるものである。

また、平成16年1月16日大阪地方裁判所判決においては、「裁判所ないし

裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」であるとされている。

イ 条例第34条該当性について

条例第34条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

条例第34条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねられているものである。

「訴訟に関する書類」を条例の適用除外としている趣旨は、①捜査、公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②典型的に機密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであるとともに、開示することにより犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること、③刑事訴訟法第47条では「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定していること、④被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めるなど、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が体系的に定められていることによる。

本件対象文書3は、被疑事件に関して作成し、又は取得された書類であるため、刑事訴訟法第53条の2の規定の適用を受ける訴訟に関する書類に該当することから、条例第34条の規定に基づき、この条例の規定は適用されないものであると認められる。

(4) その他

審査請求人は、条例第10条第1号ただし書きに規定する「人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び条例第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示についても主張しているが、いずれも例外的に公益上必要な場合に開示できるものであり、本件対象文書1から3において不開示とした情報に公益的な利益を保護する特別の必要性があるとは認められないことから、審査請求人のこれらの主張は失当であり、本件部分開示決定及び不開示決定処分判断に影響するものではないものと認められる。

(5) 実施機関は、上記判断を経て本件処分1から3を行ったものであり、妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条に犯罪事件を受理したときは、犯罪事件受理簿に登載しなければならないと規定されるものであって、当該事件の処理経過等を明確にするために作成される書類である。

実施機関は、本件対象文書1に記載された情報のうち、警部補以下の職員の氏名については、条例第10条第1号及び第3号に該当するとして不開示とし、認知端緒、告訴・告発関係、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、検挙関係、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日及び備考の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、条例第10条第3号に該当するとして不開示としている。

これに対し、審査請求人は、上記不開示部分のうち、認知端緒、告訴・告発関係、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、検挙関係、証拠品、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日及び備考の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄の

うち公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、本件は既に公訴時効になっており、既に捜査も終了し公訴もないので、実質的に「犯罪捜査に支障を及ぼす」ことはないとして審査請求を行っているので、以下、本件不開示部分について条例第10条第3号該当性を検討する。

なお、審査請求人は、警部補以下の職員の氏名の不開示について審査請求を求めていることから、これについては当審査会は判断しない。

イ 条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報に該当する旨定めている。

ここで、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解される。

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、認知警察署、受理番号、受理日時、認知端緒、告訴・告発関係、罪名・手口等、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、検挙関係、証拠品、届出受理者、臨場者、捜査主任官、事件担当、送致（付）、送致（付）先、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出、時効年月日、証明書交付等、備考、広報の有無、犯罪被害給付制度の教示、一次登録者、二次登録者が記載されていることが認められる。

これらの記載は、特定の事件につき、捜査機関が、いつ、どのようにして事件を把握した上で、どのような捜査体制を樹立し、その捜査体制の下でどのように事件処理を行い、それに対する指揮及び事件の処理に関する意見がどのようになされていくかという情報を記載したものであり、捜査の具体的な手法、技術又は

体制に関する情報であるといえる。

そして、これらの情報のうち、実施機関が不開示とした部分が開示されると、特定事件における捜査の詳細と一般的な捜査手法等が明らかとなり、同種事件を企図する者等の犯行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、実施機関の専門的・技術的判断を考慮すれば、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められる。

なお、審査請求人は、「本件は既に公訴時効になっており、既に捜査も終了し公訴もないので、実質的に『犯罪捜査に支障を及ぼす』ことはない」と主張するが、上記のおそれは本件の公訴時効完成とは関係ない。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号情報に該当するとした本件処分1の判断は妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件対象文書2について

本件対象文書2は、事件の処理方針等について警察署長に報告するために作成された書類である。

実施機関は、本件対象文書2に記載された情報のうち、警部補以下の職員の氏名等については、条例第10条第1号及び第3号に該当するとして不開示とし、被疑者及び事案の概要の各欄並びに公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、条例第10条第3号に該当するとして不開示としている。

これに対し、審査請求人は、上記不開示部分のうち、事案の概要の各欄並びに公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、本件は捜査は終了し公訴時効になっていることから、実質的に「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」はないとして審査請求を行っているので、以下、本件不開

示部分について条例第10条第3号該当性を検討する。

なお、審査請求人は、警部補以下の職員の氏名等の不開示について審査請求を求めていることから、これについては当審査会は判断しない。

イ 条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報に該当する旨定めている。

ここで、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解される。

当審査会において本件対象文書2を見分したところ、受理年月日、受理番号、取扱者、事件名、被疑者、事案の概要、裁定意見が記載されていることが認められる。

これらの記載は、特定の事件につき、捜査機関が、いつ、どのようにして事件を把握した上で、どのような捜査体制を樹立し、その捜査体制の下でどのように事件処理を行い、それに対する指揮及び事件の処理に関する意見がどのようになされていくかという情報を記載したものであり、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報であるといえる。

そして、これらの情報のうち、実施機関が不開示とした部分が開示されると、特定事件における捜査の詳細と一般的な捜査手法等が明らかとなり、同種事件を企図する者等の犯行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、実施機関の専門的・技術的判断を考慮すれば、合理性を持つものとして許容される限度内のものと認められる。

なお、審査請求人は、「本件は、捜査は終了し公訴時効になっていることから、

実質的に『公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ』はない」と主張するが、上記のおそれは本件の公訴時効完成とは関係ない。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号情報に該当するとした本件処分2の判断は妥当である。

(3) 本件対象文書3について

ア 本件対象文書3について

本件対象文書3は、被疑事件に関し作成され、又は取得された文書である。

イ 訴訟に関する書類について

訴訟に関する書類について、刑事訴訟法第53条の2は、情報公開法の規定を適用しない旨を規定している。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、①訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

すなわち、訴訟に関する書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす

おそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

ウ 条例第34条について

条例第34条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

条例第34条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、この条例の適用除外としたものである。

エ 本件処分3の妥当性について

本件対象文書3は、被疑事件に関して作成し、又は取得された文書であるため、刑事訴訟法第53条の2の規定の適用を受ける訴訟に関する書類に該当すると認められ、条例第34条の規定に基づき、条例の適用除外とした判断は妥当である。

なお、審査請求人は、「既に公訴時効となっており、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当しない。」と主張する。しかし、訴訟に関する書類は、実質的に見ても典型的に秘密性が高く一般的に公にすることを相当としないという点において時効となった書類と時効完成前の書類と異なるところはないことから、かかる主張は妥当ではない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張について以下、検討する。

ア 裁量的開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第10条第7号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

ここで、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第1号から第6号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行

政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

審査請求人は、本件で病気になった被害者として本件について知る権利があり、また、民事訴訟における立証のため必要があることから、条例第12条の裁量的開示に該当する旨主張するが、審査請求人の主張は、個人の利益の問題であり、公益上特に必要があると認められず、この点で「公益上特に必要があると認めるとき」にあたらぬ。

イ 審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 1月11日	諮問を受ける(諮問第227号)
平成24年 2月 1日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 3月 5日	審査請求人から意見書を受理
平成24年 3月16日	諮問庁から説明及び審議(第一部会第72回審査会)
平成24年 4月18日	審議(第一部会第73回審査会)
平成24年 5月23日	審議(第一部会第74回審査会)
平成24年 8月 3日	答申(答申第174号)